

国民健康保険高年齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証の更新

現在使っている国民健康保険高年齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証は7月31日有効期限が切れます。8月から使用できる新しいものを7月に郵送します。

国民健康保険高年齢受給者証(白色)

70～74歳の国民健康保険加入者が対象です。新しい受給者証を世帯主宛てに7月下旬ごろ郵送します。

有効期限 令和3年7月31日または75歳の誕生日の前日

自己負担割合 令和2年度の住民税課税所得(住民税を決める基準となる所得)が▽145万円未満の人Ⅱ2割▽145万円以上の人Ⅲ3割

後期高齢者医療被保険者証(緑色)

75歳以上の人と、障害認定を受けた65歳以上の人が対象です。新しい被保険者証を黄緑色の封筒に入れて7月中旬ごろ郵送します。

有効期限 令和3年7月31日

自己負担割合 令和2年度の住民税課税所得(住民税を決める基準となる所得)が▽145万円未満の人Ⅱ1割▽145万円以上の人Ⅲ3割

問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険高年齢受給者証Ⅱ国民健康保険高年齢受給者証Ⅲ医療年齢者医療被保険者証Ⅱ医療年齢者(☎④2259)



限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新

国民健康保険と後期高齢者医療では、1ヶ月にかかる医療費の支払いを一定額までに抑えたり、食事を減額したりする制度があります。

この制度を利用するには「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請する必要があります。入院の予定がある人や、医療費が高額になる可能性のある人は、事前に申請をしてください。

対象 ▽国民健康保険加入者Ⅱ70～74歳の場合は現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人▽後期高齢者医療加入者Ⅱ現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人

申請場所 保険年金課・鬼石総合支所鬼石振興課

認定証の更新

現在使っている認定証の有効期限は7月31日までです。

区分	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
現役並みⅢ	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (多数回該当14万100円)	
現役並みⅡ	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (多数回該当9万3,000円)	
現役並みⅠ	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (多数回該当4万4,400円)	
一般	1万8,000円(年間上限14万4,000円)	5万7,600円(多数回該当4万4,400円)
低所得Ⅱ		2万4,600円
低所得Ⅰ		1万5,000円

多数回該当=過去12ヶ月の間に4回以上、上限額に達した場合は4回目から多数該当となり、上限額が下がります

更新については加入している医療制度により異なります。

国民健康保険の人
有効期限を過ぎた後も引き続き認定証を利用する場合は、再度申請が必要です。8月1日以降に申請手続きをしてください。

後期高齢者医療の人
前年度に限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている人は後期高齢者医療被保険者証に同封し郵送します。ただし、交付の対象でなくなった場合は送付しません。交付の対象になっていて申請をしていない人には、7月中旬ごろに勸奨通知を発送します。

問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険加入者Ⅱ国民健康保険加入者Ⅲ医療年齢者医療被保険者証(☎④2259)

介護保険負担割合証の更新

要介護・要支援認定などを受けている人に交付されている「介護保険負担割合証」の有効期限が7月31日で終了しますので、新しい負担割合証(緑色、封筒は青色)を7月中旬

に郵送します。

必ず介護保険証と一緒に保管してください。

利用者負担割合 左表のとおり
問い合わせ 介護高齢課(☎④2292)



対象	3割	2割	1割
次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が220万円以上 ▷世帯の65歳以上の人「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上			
次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が160万円以上 ▷世帯の65歳以上の人「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上			
上記以外の人、上記にかかわらず住民税非課税の人および生活保護を受給している人			

介護保険負担限度額認定の申請・更新

認定証の更新
現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も必要な人は8月末

日までに更新の手続きをしてください。
申請・問い合わせ 介護高齢課(☎④2292)

介護保険施設や短期入所を利用している場合には、これらの施設でかかる居住費や食費を収入に応じて軽減する制度があります。この制度を利用するには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

対象 ▽生活保護を受給している人▽世帯内および世帯分離している配偶者に住民税を課税されている人がいない▽預貯金などが1,000万円以下(配偶者がいる場合は合計2,000万円以下)の人

※本人の収入などにより自己負担限度額は3段階に区分
※対象外の場合でも高齢者夫婦世帯・親子世帯などは「特別減額措置」の対象となる場合もあります

申請に必要な物 ▽申請書▽本人および配偶者の印鑑(スタンプ印不可)▽本人および配偶者の預貯金通帳などの写し
※申請書は介護高齢課・介護保険施設・市ホームページにあります

